

【福岡市】売上が減少した事業者への支援金（月次分）

2021年9月30日時点

問1. 申請書類はどこで入手できますか。

市のホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードが困難な場合は、申請書類を郵送しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

福岡市売上が減少した事業者への支援事務局

電話番号：092-286-7137

受付時間：9:00～17:00(平日のみ)

問2. 市の支援金（1～3月分）を受給していますが、申請に必要な書類は全て提出する必要がありますか。（9月30日更新）

支援金（1～3月分・5月分・6月分）のいずれかを受給済みの事業者で、前回の申請内容から変更がない場合は、以下の書類について、提出を省略することが可能です。

- ・代表者の本人確認書類（写し）
- ・確定申告書類（写し）
- ・事業内容及び事業所等が市内にあることを確認できる書類（写し）
- ・通帳等の振込口座に関する事項を確認できる書類（写し）

※確定申告書類については、3月以降が決算月である法人などは追加の提出が必要です。

問2-2. 市の支援金（7月分）を申請していますが、申請に必要な書類は全て提出する必要がありますか。（9月30日更新）

支援金（7月分・8月分・9月分）のいずれかを申請済みの事業者で、前回の申請内容から変更がない場合は、以下の書類について、提出を省略することが可能です。

- ・代表者の本人確認書類（写し）
- ・確定申告書類（写し）
- ・事業内容及び事業所等が市内にあることを確認できる書類（写し）
- ・通帳等の振込口座に関する事項を確認できる書類（写し）

※確定申告書類については、追加の提出が必要となる場合があります。

問3. オンライン申請はいつから開始されますか。（9月30日更新）

7月分、8月分については、申請受付中です。

9月分については、10月1日（金）10時00分から申請受付を開始します。

以下の専用ホームページから申請してください。

URL：<https://fukuoka-jigyoushashien.jp/>

感染症拡大防止の観点から、原則、オンラインでの申請にご協力ください。

【福岡市】売上が減少した事業者への支援金（月次分）

2021年9月30日時点

問4. 法人で、店舗・オフィス等は市内にありますが、本店所在地が市内にありません。市の支援金を受給できますか。（9月30日更新）

中小法人等においては、2021年の対象月の1日（※）から申請日において、事業所が継続して市内にあり、その他の支給要件にも該当すれば受給できます。

（※）対象月が5月の場合は、「2021年の対象月の1日」を「2021年5月12日」と読み替えることとします。

問4-2. 法人で、本店所在地は市内にありますが、店舗・オフィス等が市内にありません。市の支援金は受給できますか。（9月30日更新）

中小法人等においては、2021年の対象月の1日（※）から申請日において、登記簿上の本店所在地が継続して市内にあり、その他の支給要件にも該当すれば受給できます。

（※）対象月が5月の場合は、「2021年の対象月の1日」を「2021年5月12日」と読み替えることとします。

問4-3. 個人事業者で、事業所は市内にありますが、住民票上の住所が市内にありません。市の支援金を受給できますか。（9月30日更新）

個人事業者においては、2021年の対象月の1日（※）から申請日において、事業所が継続して市内にあり、その他の支給要件にも該当すれば受給できます。

（※）対象月が5月の場合は、「2021年の対象月の1日」を「2021年5月12日」と読み替えることとします。

問4-4. 個人事業者で、住民票上の住所は市内ですが、事業所が市内にありません。市の支援金を受給できますか。（9月30日更新）

個人事業者においては、2021年の対象月の1日（※）から申請日において、住民票上の住所が継続して市内にあり、その他の支給要件にも該当すれば受給できます。

（※）対象月が5月の場合は、「2021年の対象月の1日」を「2021年5月12日」と読み替えることとします。

問5. 対象月の該当性の判断や支給額の算出における売上とは何を指しますか。

売上とは、法人においては法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する「確定申告書 別表一」における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとし、個人事業者においては、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する「確定申告書 第一表」における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、ただし、事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告したフリーランスを含む個人事業者の場合は、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入とします。

なお、対象月の該当性の判断や支給額の算定に用いる売上については、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等を除いた額とする必要があります。

【福岡市】売上が減少した事業者への支援金（月次分）

2021年9月30日時点

問5-2. 売上から除く、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等にはどのようなものがありますか。

持続化給付金や家賃支援金、J-LODlive 補助金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金(福岡県感染拡大防止協力金(大規模施設・大規模施設テナント向けを含む)等)等があります。

問6. 雑所得又は給与所得の収入が「主たる収入」であるかは、どのように判断しますか。

以下の①及び②に該当していることで判断します。

- ① 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑業務」、「雑 その他」又は「給与」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分の中で最も大きいこと。
- ② 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、事業活動からの収入が含まれる「雑業務」、「雑 その他」又は「給与」の収入よりも大きいものはないこと。

問7. 売上の減少が 30%以上 50%未満で市の支援金の対象となり得るのはどのような業種ですか。

飲食店と直接・間接の取引のある業種（※1）や不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受ける業種（※2）等多くの業種を想定しています。

※1：食品加工業者、調理器具業者、清掃事業者、広告事業者、業務スーパー、農業者、漁業者 等
※2：飲食事業者、宿泊事業者、旅行代理店、小売事業者、クリーニング店、理容店、美容室 等

対象となり得る業種については、国の月次支援金と同様のものを想定しているため、国の月次支援金のホームページ（https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html）の『緊急事態措置又はまん延等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について』をご確認ください。

また、国の月次支援金は、業種・地域を問わず多くの事業者が対象となり得るため、2021年の対象月の売上が基準月の売上に比べ50%以上減少した事業者の方は、まずは国の月次支援金事務局相談窓口（0120-211-240）へご相談ください。

【福岡市】売上が減少した事業者への支援金（月次分）

2021年9月30日時点

問8. 対象月の売上が50%以上減少しているが、国の月次支援金と市の支援金のどちらを申請すればいいですか。

国の月次支援金は、業種・地域を問わず多くの事業者が対象となり得ます。

そのため、対象月の売上が基準月に比べ50%以上減少している事業者の方は、まずは国の月次支援金事務局相談窓口（0120-211-240）へご相談ください。

なお、対象措置に伴う飲食店の休業・営業時間短縮又は不要不急の外出・移動の自粛による影響を受けながらも、国の月次支援金の支払対象とならない場合は、市の支援金の対象となる可能性があります。ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

問9. 2020年5月の売上と2021年5月の売上を比較すると、減少率は30%以上50%未満ですが、2019年5月の売上と2021年5月の売上を比較すると減少率は50%以上です。比較する年を2020年として、市の支援金を申請できますか。

2021年5月の売上が2019年又は2020年の同月と比較して50%以上減少している場合は、国の月次支援金の支払対象となる可能性があります。まずは国の月次支援金事務局相談窓口（0120-211-240）へご相談ください。

なお、同一の対象月において、国の月次支援金の支払対象である場合は、市の支援金の対象とはならず、申請・受給できませんのでご注意ください。

問9-2. 2020年5月の売上と2021年5月の売上を比較すると、減少率は50%以上ですが、2020年6月の売上と2021年6月の売上を比較すると、減少率は30%以上50%未満です。5月分は国の月次支援金を受給して、6月分は市の支援金を申請できますか。

国の月次支援金の支払対象であるかどうかは、対象月ごとに判断しますので、6月分は市の支援金を申請できます。

問10. 国の月次支援金（又は県の協力金）の支払対象ですが、これを受給せずに市の支援金を受給できますか。

同一の対象月において、国の月次支援金の支払対象である場合や、県の協力金の支払対象である場合は、受給の有無を問わず、市の支援金の対象とはならず、申請・受給できません。

なお、福岡県外にも事業所を有する事業者で、福岡県以外の地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金を受給している場合も、市の支援金の対象とはならず、申請・受給できません。

【福岡市】売上が減少した事業者への支援金（月次分）

2021年9月30日時点

問11. 通常17時から23時まで営業している飲食店ですが、営業時間短縮の要請に応じなかったため、県の協力金を受給できませんでした。この場合、市の支援金を受給できますか。

県の協力金の支払対象となっている飲食店等は、市の支援金の対象とはならず、申請・受給することはできません。

問12. 「福岡市家賃支援金」の支払対象です。同時に受給できますか。

「福岡市家賃支援金」の支払対象であれば、本支援金の対象とはならず、申請・受給することはできません。

問13. 1つの法人（又は個人事業者）が、複数の事業や複数の店舗を営んでいる場合、各事業・各店舗が支援金を受給できますか。

支援金の受給は、法人又は個人事業者につき1回に限ります。事業ごとや店舗ごとに申請・受給することはできません。

問13-2. 1つの法人（又は個人事業者）が、地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請対象となる事業（飲食店等）とその他の事業を行っている場合は、支援金を受給できますか。

地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象である事業者は、市の支援金の対象とはならず、申請・受給できません。

例えば、休業又は営業時間短縮の要請対象となる飲食店と理容店を行っているような個人事業者は、本支援金の対象とはなりません。

問14. 事業の施設を有していることが申請の要件になりますか。

施設の有無は要件ではありません。詳細は申請要項の「2.支給要件」をご確認ください。

問15. 対象措置の影響により、すでに廃業しました。市の支援金を受給できますか。

すでに廃業した事業者については対象とはなりません。

問16. 事業を継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を継続的に行うことが支給要件になっているが、市の支援金を受給した後に、廃業又は破産した場合の扱いはどのようになりますか。

市の支援金を受給後に結果的に廃業又は破産したとしても、申請日において、事業を継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を行っていれば、廃業後に支援金を返還する必要はありません。一方で、申請日において、廃業又は破産等を予定している場合等は支給要件に該当しません。

【福岡市】売上が減少した事業者への支援金（月次分）

2021年9月30日時点

問17. 事業の立て直しのための取組とは具体的にどのような取組ですか。

各事業や各商品・サービスの収益・費用の調査、市場動向の調査、販売手法や広告媒体の変更、お客様のニーズに応じた商品・サービスの機能や提供価値の強化、経営・経理管理ツールの導入、顧客管理システムの導入、在庫管理システムの導入、コスト削減等です。

事業の立て直しの取組は、国の月次支援金と同様のものを想定しているため、国の月次支援金のホームページ（https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html）の『緊急事態措置又はまん延等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について』の『【参考 4】事業の継続・立て直しに向けた取組の具体例』をご確認ください。

問18. 対象措置の影響で顧客が減り、2021年5月以降自主的に休業しています。市の支援金を受給できますか。

休業中であっても、事業を継続及び立て直しする意思があり、支給要件に該当していれば受給できます。

問19. 対象措置の影響はないですが、売上が30%以上50%未満減少しました。市の支援金を受給できますか。

対象措置の影響がない場合は、受給できません。

問20. 確定申告書類に「收受日付印」の押印がありません（e-Taxによる申告においては「受信通知」がありません）。どうすればいいですか。

收受日付印等が存在しない年の「納税証明書（その2所得金額用）」を確定申告書類とあわせて提出してください。

また、收受日付印等、「納税証明書（その2所得金額用）」の両方が存在しない場合は、納税証明書（その2所得金額用）が存在しない年の、市区町村が発行する「課税証明書」又は「非課税証明書」を確定申告書類とあわせて提出してください。

「課税証明書」又は「非課税証明書」は、地方公共団体に発行を請求することで入手でき、請求先となる地方公共団体は、「証明が必要な課税年度の1月1日時点で住民登録のある地方公共団体」です。詳しい請求方法については、各地方公共団体のホームページ等でお調べください。

なお、納税証明書の取得のために税務署へ行く方が増えており、発行までに時間がかかることがあるようです。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、可能な方はオンライン申請をご利用ください。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

【福岡市】売上が減少した事業者への支援金（月次分）

2021年9月30日時点

問21. 支給にかかる審査の結果は、何らかの通知がありますか。

審査の結果は、郵送する「審査結果通知書」でお知らせします。この通知書は、電子メールでの発送は行いません。

問22. 支援金はいつ頃振り込まれますか。

提出された申請書類の記載内容等に不備がなければ、申請書類を受領後、概ね2～3週間程度で支給できる予定です。

多くの方からの申請に備え、十分な審査体制により、少しでも早く支給できるよう努めています。

問23. 支援金が支給された際は、通帳にどのように印字されますか。

「フクオカシウリアゲシエンキン」と印字されます。

問24. 申請者名義と異なる口座を指定することはできますか。

申請者名義と異なる口座を指定することはできません。同一名義の口座を指定してください。

問25. この支援金は課税対象ですか。

課税対象となりますが、詳細は税理士等に相談してください。

問26. 事業の実態がない等、虚偽の申請により、支援金を受給した場合はどうなりますか。

支援金の支給後、虚偽の申請等不正な行為が判明した場合、申請者は支援金を返還するとともに、支援金と同額の違約金を支払うことになります。

問27. 取引先事業者の法人番号が分からない場合は、どうすればいいですか。

法人番号は以下から検索することができます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

【福岡市】売上が減少した事業者への支援金（月次分）

2021年9月30日時点

問28. 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等のうち、被雇用者は対象外となっているが、被雇用者とは誰ですか。

雇用契約に基づき、会社等に雇用されている方（具体的にはサラリーマン・パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方）をいいます。

被雇用者であるかどうかは、原則として国民健康保険証の有無で判断しますが、国民健康保険に加入している方であっても、複数のパート・アルバイト等を掛け持ちしている場合や、継続的に日雇い労働に従事されている場合など、継続的に雇用契約に基づく収入がある方は対象外となります。

問 28-2. 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等のうち、被扶養者は対象外となっているが、被扶養者とは誰ですか。

家族等の収入で生計を維持している方のことをいいます。

被扶養者であるかどうかは、原則として国民健康保険証の有無で判断しますが、国民健康保険に加入している方であっても、家族の収入で生計を維持している方は対象外となります。

問29. 視覚や手指等に障害があり、自署の署名ができない場合はどうすればよいですか。

その際は、「〇〇 〇〇（代筆：△△ △△）」のように、自身の名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載した上で、自身の障害者手帳の写し（全ページ）を添付してください。

問30. NPO法人・公益法人は対象となりますか。

対象となり得ます。詳細は別紙「各種申請特例について 6.NPO法人・公益法人等特例、7.NPO法人・公益法人等特例（2019年・2020年設立・認証の場合）、8.NPO法人・公益法人等特例（2021年1月から3月の間に設立・認証の場合）」をご参照ください。